

インドネシア：個人情報保護法上のデータ保護責任者の任命条件に関する憲法裁判所の判決

アジアニュースレター

2025 年 10 月 8 日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Sinta Dwi Cestakarani](#)

Scestakarani@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Andhika Indrapraja](#)

Aindrapraja@wplaws.com

1. 概要

インドネシアの憲法裁判所は、個人情報保護法（以下「**PDP 法**」といいます。）に関する新たな判決（2025 年 7 月 16 日付判決第 151/PUU-XXII/2024 号（以下「**本判決**」といいます。））を下しました。本判決では、データ管理者またはデータ処理者がデータ保護責任者（Data Protection Officer、以下「**DPO**」といいます。）の任命義務を負う要件を定めた PDP 法第 53 条第 1 項の解釈について、同条に定める要件は、累積的ではなく選択的である（つまり、いずれかの要件が満たされれば任命義務を負う）旨を明確にしました。

本判決は、当事務所の以前のニュースレター（2024 年 10 月 8 日付）と同様の解釈であることを再確認するものといえます。

2. PDP 法第 53 条第 1 項の解釈

PDP 法第 53 条第 1 項の文言上は、以下の 3 つの条件が「または」ではなく「および」で結ばれているため、データ管理者またはデータ処理者が DPO を任命する義務が生じるのは、同条に列挙された以下の 3 つの条件**すべて**が満たされる場合に限られるとの解釈が生じていました。

- (i) 個人データを公共サービスのために処理する場合
- (ii) 主要な事業活動が、個人データの定期的かつ体系的な大規模な監視を必要とする場合
- (iii) 主要な事業活動が、特定の個人データ（医療情報、生体認証データ、個人金融データなど）または犯罪に関する個人データの大量処理を含む場合

本判決は、解釈を明確化するため、PDP 法第 53 条第 1 項の 3 つの要件の**いずれかを満たす**だけで、DPO の任命義務が発生すると判示しました。DPO の任命義務に違反した場合、PDP 法に基づく行政処分を受ける可能性があり、義務を遵守することが重要となります。

DPO の任命に関する詳細（DPO を個人だけでなくチームとして任命できるか、任命方法、能力基準など）は、現在未制定の施行規則で規定される予定です。



本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com